

いじめ防止基本方針

～子どもの尊厳を守るために～

大阪市立横堤中学校

令和5年4月

1 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないように努めることが必要である。
例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることをふまえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、当該児童生徒や関係児童生徒の様子を知る複数の教職員からの情報を総合し、校長が責任を持って行わなければならない。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、暴力など身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含む。対等のけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ④ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導など適切な対応が必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為に該当する可能性があり、早期に警察に相談又は通報することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団により無視をされる
 - ・ぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 以上はあくまで例示であり、他にも様々な態様があり得る。

2 いじめ対策の基本理念

① いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を守ることを最優先する

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

子ども同士がいじめ、いじめられることによって成長していくといった、いじめは子どもの成長過程に必要な経験であるかのような見方は、誤っている。いじめは、いじめを受ける子どもはもとより、いじめる側や観衆・傍観者を含め、子どもの健全な成長にとって看過できない悪影響を及ぼす深刻な問題である。いじめを受ける子どもの人権が侵害され、尊厳が損なわれるおそれのある重大な問題である。

② いじめを許さない

また、いじめられる側にもそれなりの理由や原因があるとの意見など、いじめ問題について部分的にでもいじめられる側の責に帰す論理は断じて受け入れられない。いじめ問題に対しては、いじめる側が悪いのだ、というぶれない認識で臨むことが必要である。いじめは人間として絶対に許されない卑劣な行為である、という首尾一貫して徹底されなければならない。

③ 回復すべきは「人間関係」よりも「個人の尊厳」

いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を回復するためには、いじめを行っている子どもに直ちにいじめ行為をやめさせることはもとより、いじめに苦しんでいる子どもに、いじめを行っている子どもとの人間関係を断ち切る自由を保障する必要があり、大人には、いじめられている子どもをいじめが行われている閉鎖的な集団から解放する責任がある。

④ 被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重を第一とする

いじめ事案への対応については、被害児童生徒及びその保護者の要望・意見を聴取し、最大限尊重するものとする。

なお、この基本方針において、「被害児童生徒」とは、「いじめを受けた可能性のある児童生徒のことをいう。いじめの事実が確認されるまでは被害者とはみなされないとといった考え方で対応するならば、いじめを受けた子どもの尊厳を守ることはおぼつかなくなってしまうからである。

⑤ 被害児童生徒・保護者の「知る権利」に応える

被害児童生徒及びその保護者は、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関し、十分な調査を求め、調査結果その他の事案に関する情報の開示を請求する権利、いわば「知る権利」を有する。

⑥ 隠蔽には厳正に対処する

いじめ事案の発生後の教育委員会や学校の対応として、被害児童生徒・保護者に対する自己防衛的な対応、いわんや事実の隠蔽は、決してあってはならない。

3 横堤中学校の基本方針のポイント

「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、人間尊重の教育を基盤に、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、生徒一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を備えた生徒の育成のため、「横堤中学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

① 横堤中学校 生徒 10 か条

横堤中学校の生徒であることを常に自覚し、あらゆる場所においても規律正しく行動するように、「生徒 10 か条」をかかげ、これを自主的に守るように努める。

横堤中学校 生徒 10 か条

- 1 授業を大切にする
- 2 仲間と共に喜び感動し、共感できる
- 3 いじめを許さない
- 4 日頃の身だしなみ、服装を正しく
- 5 人の話をしっかり聴く（耳と目と心で聴く）
- 6 大きな声でいいきつ、丁寧な言葉遣い
- 7 時間を守り、遅刻ゼロにする
- 8 掃除をしっかり行い、校内美化に努める
- 9 人を思いやる優しい心を持つ
- 10 「ありがとう」感謝の気持ちを忘れない

② 相談活動及び相談環境の充実

生徒が悩みを打ち明けやすい環境を整備し、いじめの早期発見・解決の一翼を教職員が担い、相談しやすい環境づくりに取り組む。

③ 情報共有・情報発信・家庭との連携

本校の教育方針や活動内容を広く周知するとともに、学校での生徒の様子を保護者に発信することで、生徒の様子の変化をいち早く察知し、問題解決に向けた協力体制を築けるよう取り組む。

④ 関係諸機関との連携

日頃から学校外の諸団体と連携を行い、さまざまな視点からの情報を得られる環境を構築し、いじめ問題の対策を行えるよう取り組む。

4 いじめの未然防止の取組み

〈基本姿勢〉

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にもなりえるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

- ① いじめをなくすための授業改善について
- ★ 学習規律の確立と基礎学力の向上
チャイム着席の徹底など学習規律を確立する。さらに、習熟度別少人数授業など指導方法の工夫改善を行うことで、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。
 - ★ 「わかる授業」づくりのために
生徒が興味関心をもつ授業の進め方をすることにより、授業内容を改善する。
- ② 自己有用感を高めるために
- ★ 自己肯定感を育み、自己有用感を高める教育
学校行事や学年行事を通じて、互いに協力し合い、物事を成し遂げる体験をする機会を設ける。
 - ★ できることを認め、褒める指導の充実
横堤中学校生徒 10 か条に基づき、あいさつの習慣などを身につけさせるなど、できることを増やし、褒める指導環境を整える。
 - ★ 生徒主体の集団づくり
生徒主体で活動を行うことで、問題解決能力を高め、目標に向かって取り組むことができる集団づくりを推進する。
- ③ いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ★ 体験的学習の充実
専門的な指導者を招いた体験的な学習と体験活動を重視した泊を伴う行事に取り組む。
 - ★ いじめを許さない心の教育の充実
道徳教育や福祉教育、性教育などについての年間指導計画を作成し、適切に実施する。
 - ★ 生徒自身に考えさせる教育の充実
生徒会や生徒専門委員会、生徒議会などで、いじめについて生徒自身に考えさせるとともに、いじめ防止についての方策を考え、検討する機会を設ける。

5 いじめの早期発見についての取組み

〈基本姿勢〉

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学期ごとに教育相談やいじめアンケートを実施し、生徒が悩みを相談しやすい環境を整える。
- ② 日頃から生徒とのコミュニケーションを大切にし、生徒の変化や様子を観察する目的から休み時間等ができるだけ多くの時間を生徒たちと一緒に過ごせるように努める。
- ③ 個々の生徒の状況を常に把握し、教職員間相互での情報共有を行う。
- ④ 主任会や生活指導部会、職員会議等で、学年や分掌にとらわれず、学校全体で幅広い情報交換を行う。また、事案によっては職員朝礼で報告する。

- ⑤ 生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等は、定期的に情報交換を行う。
- ⑥ ポスターや配付物等を活用したり、スクールカウンセリングを進めたり、「いじめ相談窓口」等の外部機関について、生徒・保護者に周知し、悩みを一人で抱え込まないように啓発する。

6 いじめの解決についての取組み

〈基本姿勢〉

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼をおいた指導を行う。

- ① いじめ事案が発生した場合、管理職へすぐに報告する。その後、いじめ不登校対策委員会を招集し、早急に対応する。
- ② いじめ不登校対策委員会のみの議論ではなく、方針や指導内容について全教職員に周知する。固定概念に捉われず、さまざまな視点から、問題へ対処できるよう教職員全体の問題として捉える。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

① 学校内の組織

- ・生徒指導主事および管理職
　　いじめアンケートの実施・分析、教育相談の取組み
- ・いじめ不登校対策委員会
　　構成メンバー：校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・各学年主任・当該生徒担任および部活動顧問、スクールカウンセラーなど

② いじめ対策活動内容（生活指導部）

- ・いじめ防止に向けての啓発活動を行う。
- ・いじめ防止基本方針に基づく、具体的な年間計画の作成、実行、検証を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集、記録を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報があった場合に、緊急会議を開き、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方法の決定、保護者との連携を行う。

③ いじめ不登校対策委員会の活動内容

- ・学期に1度招集し、いじめ問題についての分析・指導方針の助言を行う。
- ・いじめ事案発生時、対策本部として設置し、以降の指導方針の決定・指導を行う。
　　その際、生徒指導主事を中心として、関係諸機関への連絡や連携を行う。

〈年間予定〉

いじめアンケート調査の実施	各月
懇談会での保護者への聞き取り	年2回（7月、12月）
教育相談での生徒への聞き取り	年3回（5月、9月、1月）
いじめ不登校対策委員会	年3回（6月、9月、1月）

〈研修会〉

生徒指導研修会 生徒理解のための研修会（4月）
いじめ問題に関する研修会（9月）

④ 保護者、地域、関係諸機関との連携

- ・学校ホームページ、「横中だより」等を活用し、学校の取組み内容や生徒の様子等の情報発信を行う。
- ・定期的に関係諸機関との連絡会を開き、情報共有と協力関係を築く。

⑤ 取組み内容の検証

- ・PDCA サイクルを活用し、発生した事案を検証し、いじめ未然防止のための方法を考える。
- ・いじめ未然防止の推進・再発防止のための取り組み評価アンケートを実施する。

8 重大事案への対処

① 重大事態の意味

重大事態とは、次の（ア）または（イ）に掲げる場合である。ただし、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして報告・調査等にあたるものとする。

（ア） いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が字難を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

（イ） いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。
- ・ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

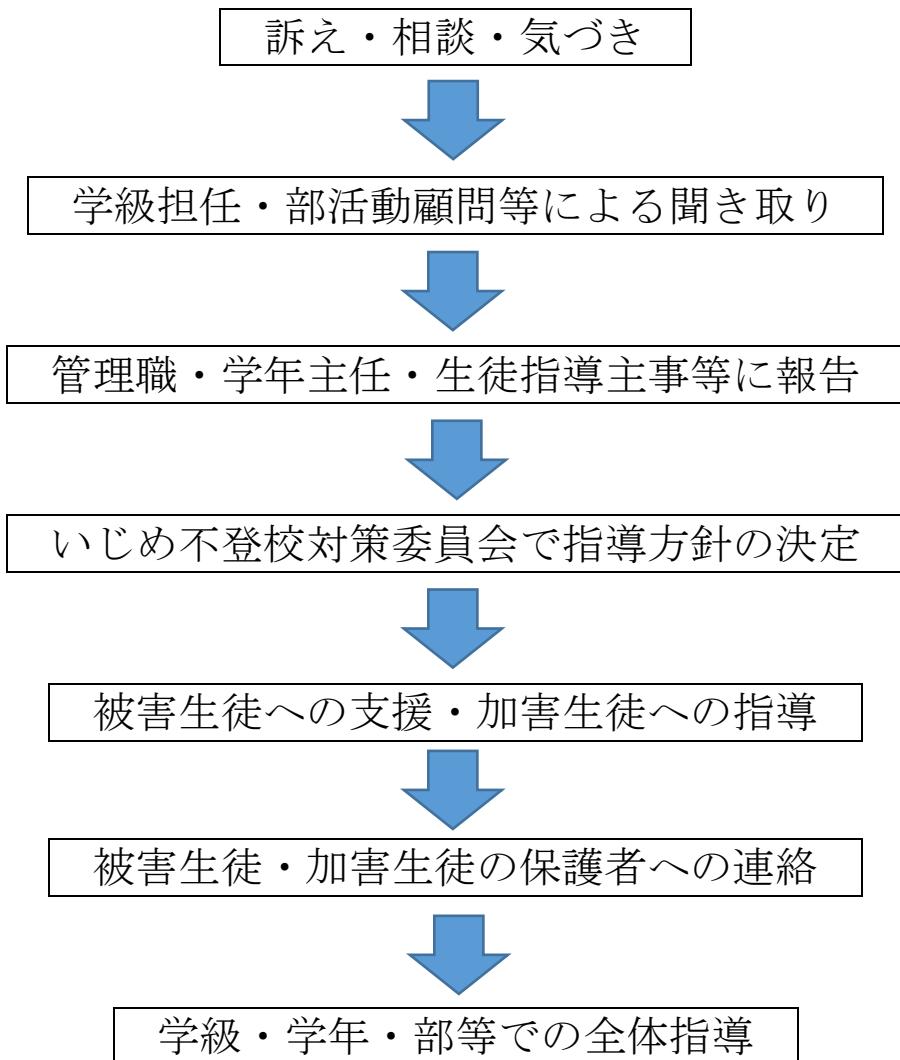
② 重大事態の報告・申し立て

重大事態であると判断した場合、または生徒や保護者から重大事態である旨の申し立てがあった場合、校長は直ちに教育委員会に報告する。

③ 第三者委員会による重大事態の調査

校長から重大事態の報告をした場合、または生徒や保護者から重大事態である旨の申し立てがあった場合、明白な虚偽または著しく合理性を欠く場合を除き、教育委員会に常設された第三者委員会による初動調査が実施される。

9 いじめ発見の際の流れ



以下の①～④について、校長の判断と指示のもと、迅速に対応できるよう、教頭・生徒指導主事を中心に、日頃から体制を整えておく。

- ① 学校の対応（隠蔽しない、誠意のある対応、窓口の一本化）
- ② 調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③ 被害生徒及び保護者への適切な情報提供
- ④ 教育委員会への報告